浄化槽を設置している皆様へ

浄化槽は、し尿や台所、風呂、洗面所などからの生活雑排水を微生物の働きを利用してきれいにする施設です。日頃の管理が不十分ですと、悪臭が発生したり、放流水が悪化してしまいます。

**浄化槽管理者（所有者等）**は、浄化槽法により**法定検査**と**保守点検**と**清掃**を行うことが義務付けられています。

【法定検査】

浄化槽管理者（所有者等）は、浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかを確認するため、年１回の法定検査を受けなければなりません。

　浄化槽の法定検査は、県知事が指定した検査機関である（社）山梨県浄化槽協会が行っております。法定検査は浄化槽を使用開始した後、３か月後に行う検査（７条検査）と毎年１回行う検査（１１条検査）があります。

　なお、法律に違反して法定検査を行わなかった場合は、３０万円以下の過料に処されることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| ７条検査 | １１条検査 |
| 設置後、浄化槽が初期の性能を発揮しているかどうかを確認するための検査です。 | 毎年１回、浄化槽が適正に管理され適正に機能しているかどうかを確認するための検査です。 |

※検査の申し込みは次の機関に検査申込書か電話にてお申込みください。

（社）山梨県浄化槽協会

〒４００－００５４

甲府市西下条町９６５

ＴＥＬ　０５５－２８８－１１３２

ＦＡＸ　０５５－２８８－１１３１

※検査手数料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理対象人員 | 第７条検査手数料 | 第１１条検査手数料 |
| １０人槽以下 | ８，５００円 | ４，５００円 |
| １１人槽から５０人槽 | １０，５００円 | ６，５００円 |

【保守点検】

　浄化槽は正しく機能させ、常に良好な状態に保っておくため、浄化槽管理者（所有者等）は、浄化槽法第１０条により、定期的に保守点検を行う義務があります。

　保守点検は、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託して実施してください。

※問合せ先

山梨県中北林務環境事務所環境課　韮崎市本町４丁目２－４

ＴＥＬ　０５５１―２３―３０９０

【清掃】

　浄化槽の中には汚泥等が徐々にたまり、そのまま放置すると放流水とともに流れ出てしまうだけでなく、浄化槽の機能不良の原因にもなります。

　清掃に関しては、北杜市長の許可を受けた業者に依頼し、年１回以上実施してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業者名 | 住所 | Tel  (0551) | 操業区域 | | | | | | | |
| 明野町 | 須玉町 | 高根町 | 長坂町 | 大泉町 | 小淵沢 | 白州町 | 武川町 |
| 富士衛生社 | 韮崎市富士見ヶ丘1-6-29 | 22-1087 | ○ | ○ |  |  |  |  |  | ○ |
| ㈲韮崎環境  ﾒﾝﾃﾅﾝｽｻｰﾋﾞｽ | 韮崎市本町2-2-47 | 22-1805 | ○ | ○ |  |  |  |  |  | ○ |
| 塩川クリーン | 北杜市須玉町若神子174 | 42-2904 | ○ | ○ | ○ |  | ○ |  |  |  |
| 峡北衛生社㈲ | 北杜市長坂町長坂上条3231-4 | 32-3477 |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ※○ |  |
| 八ヶ岳環境㈲ | 北杜市長坂町長坂上条3108-8 | 32-3321 |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ※○ |  |
| 仲　須美雄 | 北杜市長坂町山高378-23 | 26-3671 |  |  |  |  |  |  | ○ |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※ただし大武川地区を除く地域